

議 長 日程第12「議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和2年3月6日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は12月6日、1月9日、30日、2月10日及び3月6日に役場4階会議室（1月30日は委員会終了後に小田原市役所ほか先進地実態調査を実施）において、委員6名出席（1月9日は5名出席）のもと、令和元年第4回議会定例会において付託された「議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。環境上下水道課長及び担当職員出席のもと、松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例について、前文と条ごとに用語の意味、具体例、町行政として想定している事業展開等を確認し、条例施行規則（案）、パブリックコメントの内容と町行政の回答、対応の結果、松田町における自然エネルギー、温暖化防止等の主な取り組み、先進自治体の条例（小田原市、大磯町、長野県）の追加資料の提出を求め、詳細に審査しました。

審査の結果、世界規模での地球温暖化やそれに伴う異常気象の要因とされる化石燃料依存の見直しは急務であり、また災害時の危機対応の観点からも、エネルギー自給への努力が求められていることを鑑み、必要な条例であると判断いたしました。ただし、第11条の普通財産の無償または廉価での貸し付けについては、地方自治法第96条に規定する議決事件であり、原案の一部を修正する必要があるとの結論に達しました。

なお、次の事項について強く申し入れをいたします。

- 1、今後は施策の実行計画を策定し、町民の理解を促すよう努めること。
- 2、第8条に規定される協議会は、日ごろより見識を蓄え、協議事項を十分に

議論すること。

3、日進月歩の再生エネルギー分野について、職員も必要な研修に努めること。
別紙。令和元年議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に対する修正案。

令和元年議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例を次のように修正する。第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別紙、参考資料の新旧対照表にて御確認ください。また私のほかに委員がおりますので、何か御不明な点はそちらでも対応していただくようお願いいたします。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
6 番 井 上 2点ですね、お伺いをしたいと思います。まず1点目はですね、議案第40号についてはですね、12月3日に上程をされたということであります。またその後にはですね、町側のほうでホームページ等にパブリックコメントを出されたということで、そのパブリックコメントにもですね、町民の方向名かがですね、条例の修正に対する要望を上げられたというふうに聞いています。それに対応しましてですね、産業厚生常任委員会の委員長としてですね、もう基本的に12月3日付で議案第40号として町側が上程され、委員会に付託された条項というのは、その時点では私は変えることができないというふうに思っていますが、それに対する委員長のお考えと、そのときにですね、何か資料も配られたというふうな話も聞いています。そういったものに厳正に対処されたのかをお伺いをしたいと思います。

2点目といたしましては、修正案の中でですね、第11条。丸ごと削ったという説明がありましたが、その中の第2項をですね、削った理由をですね、お知らせ願いたいと思います。

4 番 平 野 まず上程後のパブリックコメントに関する件なんですけれども、委員会でも少々もめたところではありましたが、やはり上程後のパブコメというのは、これはやはり委員会としては受け取れないのではないかという結論に達しまして、それはお戻しするというふうな処理をいたしました。

それから11条を削った件につきましては、先ほど第1項のことは先ほどの地方自治法でも対応しているということで、皆さん了解いたしました。2番に関しましては議論はありませんでした。

6 番 井 上 上程をされてる中でですね、パブリックコメントでされたということで、それには対応しなかったという説明はですね、了解をしました。

第2項は、委員長、それでですね、町側が出した中で、この第2項は原案のほうで町は公共施設等において地域主導型による再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるというのは、この議案第40号全体ですね、趣旨の一部ではないかなというふうに感じます。それをですね、なぜ審査をしないで、これでもあれですよ、条ごとに説明をしてもらってるわけですよ。第2項について説明がなかったのかね。説明があるとすれば、なぜこの第2項を地方自治法96条ですか、の部分で、それも対応しちゃったという説明としてはですね、ちょっと整合性がないというふうに思いますので、再度お願いします。

4 番 平 野 詳細説明の中で、条文ごとに進んでいきましたが、第11条の中では詳細説明、第1項のところ集中しており、第2項の詳細説明はなかったと記憶しております。また委員のほうからも特にこれは質問がなかったと記憶しております。

6 番 井 上 いや、説明があったと思うんですけども、それに対して委員会はどのようふうに対応されたのかということですね。それを、町側のほうはそれを説明しなかったのかもしれないんですけども、委員会としてですね、そこまで第2項を、ここで出されてる修正案としては削っちゃったわけですよ。その対応として第2項をどうするんですか。

4 番 平 野 委員会の中ではそこは議論になりませんでした。

6 番 井 上 ちょっとそうするとですね、議論にならないところを勝手にですね、削っちゃったというのは、まずいんじゃないでしょうかね。

4 番 平 野 第2項を特に取り出しての議論はなかったものの、この第1条のテーマがもう地域主導事業に対する支援ということなので、そのまま削ったというふうなことだと思います。

6 番 井 上 結構です。

5 番 田 代 私も産業厚生常任委員の一委員として発言させていただきます。今、平野委

員長がお話ししたように、この2番については確かにそのときは議論はしておりません。私の個人的な見解で申し上げますと、基本理念の中にそういった表現がある程度出ていると。町の責務ですか、第4条の町の責務ということで、再生可能エネルギー等の利用方針。こういったものに関して必要な措置を有するというので、規則でうたっていくというふうな表示がありましたのでね、この中で読めるのではないかというふうに私は、皆さんとは議論しませんでしたけれど、そのような中でこの削除に関しては異議は申しませんでした。以上です。

6 番 井 上 はい、了解です。

議 長 ほかにございますか。この辺で質問を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に対する委員長の報告は修正です。採決は2回行います。まず委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。(「もう一度お願いします」の声あり)

よろしいですか。(「ゆっくりお願いします」の声あり)今出されました修正部分を除く部分、11条以外ですね。その条例に対して原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩しますので、休憩中に議員及び町長ほか補助説明者のみの議会全員協議会を開催しますので、大会議室にお集まりください。

暫時休憩します。 (13時26分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時00分)

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いします。皆様のお手元に追加資料を配付しました。配付資料は当日配付書類一覧表（追加）のとおりです。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。